

危険物保安技術協会役員給与規程

昭和51年11月10日危保規程第3号
最終改正

平成22年7月23日危保規程第8号

(総 則)

第1条 危険物保安技術協会の役員に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給 与)

第2条 給与は、俸給、特別地域手当、通勤手当及び特別手当とする。

(俸 給)

第3条 俸給は、次の各号に掲げる役員（非常勤の者を除く。次条から第9条までにおいて同じ。）に対し、それぞれ当該各号に定める額を支給する。

- | | | |
|---------|----|----------|
| (1) 理事長 | 月額 | 947,000円 |
| (2) 理 事 | 月額 | 840,000円 |
| (3) 監 事 | 月額 | 713,000円 |

(特別地域手当)

第4条 特別地域手当は、役員に対し、毎月その俸給月額に100分の18を乗じて得た額を支給する。

(通勤手当)

第4条の2 役員の通勤手当は、危険物保安技術協会職員給与規程（昭和51年危保規程第4号）第12条から第15条までの規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第5条～第8条 [略]

(特別手当)

第9条 役員の特別手当は、理事長の定める日に支給する。

- 2 役員の特別手当の額は、役員の俸給及び特別地域手当の月額に加え、役員の俸給及び特別地域手当の合計額に100の20を超えない範囲内で別に理事長が定める割合を乗じて得た額並びに俸給月額に100の25を乗じて得た額の合計額に、別に理事長が定める割合を乗じて得た額につきすべての役員についての合計額を総計とし、その総計の範囲内において理事長が別に定める。

附 則 [略]